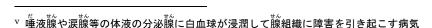
題については、I-2(解熱鎮痛薬)、X-2)(痒み、腫れ、痛み等を抑える配合成分)を参照して作成のこと。

目の乾燥感、眼精疲労、目の充血については、涙腺の異常、あるいはシェーグレン症候群^vのような涙腺に障害を及ぼす全身疾患によるものである場合があり、医療機関を受診して専門医の診療を受けることが望ましい。その他、目の症状に対する受診勧奨に関する出題については、IX(眼科用薬)を参照して作成のこと。

口内炎、口角炎、口唇炎、舌炎については、ヘルペスウイルスの感染が再燃・沈静を繰り返している場合があり、重症化した場合には、医師の診療を受ける必要がある。その他、口内炎等の症状に対する受診勧奨に関する出題については、XI-2(口内炎用薬)を参照して作成のこと。

肌荒れ、にきび、湿疹、皮膚炎、かぶれについては、まずそれぞれの原因に対する防御策が図られることが重要である。しみ、そばかす、日焼け・かぶれによる色素沈着については、皮膚にある色素の点(特に、黒又は濃い色のもの)が次第に大きくなったり、形や色が変化してきたような場合には、悪性黒色腫 vi のような重大な病気の可能性も考えられるので、早期に医療機関を受診して専門医の診療を受けることが望ましい。その他、皮膚症状に対する受診勧奨に関する出題については、 VII (アレルギー用薬)、 X (皮膚に用いる薬)を参照して作成のこと。



vi 皮膚癌の一種で、メラニン産生細胞(メラノサイト)由来の悪性腫瘍である。